

地域一体型オープンファクトリー開催支援業務

プロポーザル実施要項（公募型）

1. 趣旨

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）では、兵庫県西脇市および多可町において、普段は見るできないものづくりの現場を一斉に開放し、その工程やこだわり、職人の想いを直接伝えるとともに、体験・体感を通じてものづくりの魅力を発信する「もっぺん 2026」の開催を支援することを目的として、「地域一体型オープンファクトリー開催支援業務」を実施する。ついては、本業務を委託するにあたり、書面審査による公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

- (1) 業務名： 地域一体型オープンファクトリー開催支援業務
- (2) 業務期間： 契約締結日 ～ 令和 9 年 2 月 1 0 日
- (3) 委託上限額： 4 6 0 万円（税込）
- (4) 業務内容： 別添「仕様書」のとおり

3. 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法第 225 号）の再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。
- (6) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保すること。
- (7) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

4. プロポーザルに係る手続等

- (1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付

センターのホームページからダウンロードしてください。郵送による配付は行いません。

- (2) 説明会：実施しません。
- (3) 質疑応答：質問がある場合は質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。メールの件名は「地域一体型オープンファクトリー開催支援業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認を行うこと。質問受付〆切は、令和8年8月26日。令和8年9月2日までに、電子メールで回答します。また、必要に応じて質問及び回答をセンターのホームページにて公開します。
- (4) 提出期限：令和8年9月9日（水）午後5時（必着）
- (5) 提出方法：レターパックまたは書留など配達記録の残る方法で提出し、必ず到着確認を行うこと。

5. 提出書類

以下の書類をすべて提出のこと（紙媒体：正本1部・副本5部）

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 企画提案書（任意様式）
- (4) 経費積算見積書（内訳明記）
- (5) 会社概要（パンフレット等添付可）
- (6) 業務実績一覧（類似事業の実績）

6. 審査方法

提出された書類に基づき、書面審査を行い評価点により最優秀提案者を決定する。プレゼンテーションは実施しない。

7. スケジュール

- (1) 募集開始：令和8年8月20日
- (2) 質問受付〆切：令和8年8月26日
- (3) 質問回答公表：令和8年9月2日
- (4) 企画提案書提出締切：令和8年9月9日
- (5) 審査結果通知：令和8年9月中旬
- (6) 契約締結：令和8年9月中旬頃

8. 契約条件

- (1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額とします。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券をセンターに提出する場合は、全部又は一部を免除する。

(2) 委託費の支払条件

業務完了後、成果物確認を経て、検査完了後に支払う精算払いとする。

(3) 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、センターとの協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

(4) 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、センターと協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理しなければならない。

(5) 契約の解除

受託者が、委託契約の条項に違反した場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払しない場合がある。この場合においては、契約保証金を違約金に充当する。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった応募書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 企画提案書等の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された企画提案書等をセンターが複写し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないよう配慮する。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
 - イ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
 - ウ その他、企画提案の審査を行うに当たって不適当と認められるとき
- (8) 企画提案の審査で最高位の評価を受けた者が、応募要件を満たしていない場合は、契約を締結しない。この場合、次順位の者を委託先として選定する。

【提出先、問合せ先】

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1－8－4 神戸市産業振興センター2階
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 成長支援課

TEL:078-977-9118

FAX:078-977-9119 Eメール:k-hayashi@staff.hyogo-iic.ne.jp